

(別紙3)

平成25年度 指定管理者業務実績シート

作成年月日 平成26年6月9日

部	榎法華支所	課	市民福祉課
---	-------	---	-------

施設名・所在地	函館市榎法華高齢者福祉総合センター 函館市新浜町188番地2				
設置条例	函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例				
指定管理者名	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	指定期間	平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで		
指定管理者の特別な要件	高齢者福祉総合センターを管理するうえで必要な資格を有していること。			選 定 区 分	公 募 非公募
設置目的	高齢者に対して各種の福祉サービスを提供し、高齢者の福祉の増進を図る。				
設置年月	平成12年8月1日	建設費	873,661,000円		
構造規模等 耐用年数	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延床面積2,209.50㎡ 50年				
開館時間 休館日等	開館時間 午前9時30分から午後4時まで 休館日等 日曜日および土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日 （ただし、生活支援ハウスを除く）				
料金体系	生活支援ハウス利用料：別紙のとおり 老人デイサービスセンター：利用料金制を採用 利用者は、介護保険法の規定に基づき指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者または指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うべき額を指定管理者に支払わなければならない。				
1 指定管理者が行う業務の内容および実施状況					
(1) 管理業務					
・老人デイサービスセンターおよび生活支援ハウス（定員17名）に関すること。					
・施設の利用許可および制限に関すること。					
・施設維持管理に関すること。					
2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績					
・平成25年6月29日に第10回福祉まつりを開催し、200名が参加した。					
・地域の65歳以上のひとり暮らしの方へ安否確認のため週1回ヤクルトを配付した。					
・地域の65歳以上のひとり暮らしの方へ安否確認のため年1回ふれあい弁当を配付した。					
3 市民ニーズの把握の実施状況					
・年3回利用者を対象にアンケートを実施し、結果を事業の改善に有効活用している。					
・今後においても、アンケートを継続実施し、利用者のニーズを把握する。					

4 施設の利用状況

・平成25年度の月別利用者数

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	642	637	877	678	685	668	711	688	719	640	558	658	8,161

・年度別利用者数

(人・千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	8,733	9,425	9,472	9,019	8,161
使用料収入	276	276	615	808	866

※使用料収入については、生活支援ハウス入居者分

5 指定管理者の収支状況

(1) 生活支援ハウス

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収 入	受託金収入	19,000	19,000	19,324	19,324
	計	19,000	19,000	19,324	19,324
支 出	人件費	8,114	8,561	7,861	7,216
	管理費	9,955	9,555	10,540	10,865
	事務費	931	884	923	1,243
	計	19,000	19,000	19,324	19,324
当該施設の利用者一人当たり 税金投入コスト		3	3	3	3

(2) 通所介護事業

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収 入	介護保険収入	19,895	19,469	16,826	10,445
	利用料収入	1,708	2,531	1,341	795
	その他収入	2,468	2,343	1,093	6,853
	計	24,071	24,343	19,260	18,093
支 出	人件費	19,562	17,895	15,389	12,393
	事業費	4,341	6,206	3,703	5,083
	事務費	168	242	168	617
	計	24,071	24,343	19,260	18,093
当該施設の利用者一人当たり 税金投入コスト		0	0	0	0

(3) 生きがい活動支援事業

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収 入	受託金収入	612	546	369	220
	利用料収入	117	106	79	51
	計	729	652	448	271
支 出	人件費支出	729	652	448	2
	事業費支出				269
	計	729	652	448	271
当該施設の利用者一人当たり 税金投入コスト		3	2	2	2

(4) 生活支援短期宿泊事業

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収 入	受託金収入	365	633	377	257
	利用料収入	193	310	182	140
	計	558	943	559	397
支 出	人件費支出	558	943	559	397
	計	558	943	559	397
当該施設の利用者一人当たり 税金投入コスト		2	2	2	2

6 モニタリングの実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

モニタリングで実施している業務日報・定期報告書などの確認や実地調査をした結果
適正に業務が処理されている。

7 指定管理者に対する評価

① 指定管理者の自己評価

区 分	評 価	評 価 の 内 容	課題と今後の対応
業務の履行の 状況	☒ A ☐ B ☐ C ☐ D	評価項目についてはすべて適切に行い、研修については月1回以上実施している。	施設の維持保守に努め利用者の安全かつ適切なサービスの提供に今後も努めていきたい。
サービスの 質の状況	☒ A ☐ B ☐ C ☐ D	評価項目について水準を満たしており、サービスの質の向上に努めている。	アンケートの実施により、利用者の立場にたつて、より一層のサービス提供に努めていきたい。
団体の経営 状況	☒ A ☐ B ☐ C	施設の経費節減に努め、適正に執行している。	今後も経費節減と利用人員を維持し、安定したサービス提供に努める。

② 市の指定管理者に対する実績評価

区 分	評 価	評 価 の 内 容	課題と今後の対応
業務の履行の 状 況	☒ A ☐ B ☐ C ☐ D	法令・協定書等を遵守し適正に管理・運営がなされている。	施設の老朽化が進んでいることから、施設の適切な管理運営に努めていただきたい。
サービスの 質 の 状 況	☒ A ☐ B ☐ C ☐ D	職員研修の実施に努め、入所者に対し各種事業を実施するなど、サービスの向上に努めており適正な運営がなされている。	利用者などに対し積極的な情報提供や、地域と良好な関わりをもち、更なるサービスの向上に努めていただきたい。
団体の経営 状 況	☒ A ☐ B ☐ C	デイサービス・支援ハウスの事業収支は、適正である。	経費の節減に努め、安定運営に努めていただきたい。

- A 協定書を遵守し、事業計画書および仕様書の水準以上がなされている。
(事業収支、経営状況に問題はない)
- B 協定書を遵守し、事業計画書および仕様書の水準どおり行われている。
(事業収支、経営状況の今後に注意を要する)
- C 協定書を遵守しているが、事業計画書および仕様書の水準をやや満たしておらず、課題がある。
(事業収支、経営状況に早急な改善を要する)
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または、業務水準を満たしていない。

別 紙

生活支援ハウス利用料

対象収入額による階層区分		利用料（月額）
1	1, 200, 000円以下	0 円
2	1, 200, 001円以上1, 300, 000円以下	4, 000円
3	1, 300, 001円以上1, 400, 000円以下	7, 000円
4	1, 400, 001円以上1, 500, 000円以下	10, 000円
5	1, 500, 001円以上1, 600, 000円以下	13, 000円
6	1, 600, 001円以上1, 700, 000円以下	16, 000円
7	1, 700, 001円以上1, 800, 000円以下	19, 000円
8	1, 800, 001円以上1, 900, 000円以下	22, 000円
9	1, 900, 001円以上2, 000, 000円以下	25, 000円
10	2, 000, 001円以上2, 100, 000円以下	30, 000円
11	2, 100, 001円以上2, 200, 000円以下	35, 000円
12	2, 200, 001円以上2, 300, 000円以下	40, 000円
13	2, 300, 001円以上2, 400, 000円以下	45, 000円
14	2, 400, 001円以上	50, 000円

備 考

- 1 「対象収入額」とは、利用者の前年の収入額（収入として認定することが適当でない見舞金等を除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した額をいう。
- 2 夫婦共利用している場合は、夫婦の対象収入額の合算額の2分の1の額を夫婦それぞれの対象収入額とするものとし、その額が150万円以下であるときは、該当する階層区分の利用料から3割を減額した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をそれぞれの利用料とする。